【資料５】

# 林業・木材産業における
# 適正取引推進ガイドライン

## （構成イメージ）

令和７年〇月策定

林野庁

# 第１章 適正取引推進ガイドラインの概要について

## １．適正取引推進ガイドライン策定の背景と目的

### （１）適正取引推進ガイドライン策定の背景

①　価格転嫁・取引適正化の推進の必要性

価格転嫁・取引適正化に関する世の中の動き等を記載。

②　林業・木材産業における価格転嫁・適正取引の推進

再造林の確保を含め、国産材の持続的な供給に向けては、価格転嫁・取引適正化を業界全体で取り組んでいく必要がある旨記載。

### （２）適正取引推進ガイドライン策定の目的

林業・木材産業における取引の現状等を踏まえ、価格転嫁、取引適正化の推進を目的として本ガイドラインを策定する旨記載。

※（１）、（２）ともにアンケート調査結果も踏まえて記載。

## ２．適正取引推進ガイドラインの内容

### （１）基本的な考え方

・木材の流通は多段階構造となっており、本ガイドラインについては、サプライチェーン（森林所有者～住宅生産者）のそれぞれの取引段階で適用される旨記載。

**木材取引のサプライチェーン（製材品の例）**

⇔：調達、製造・加工委託等の取引

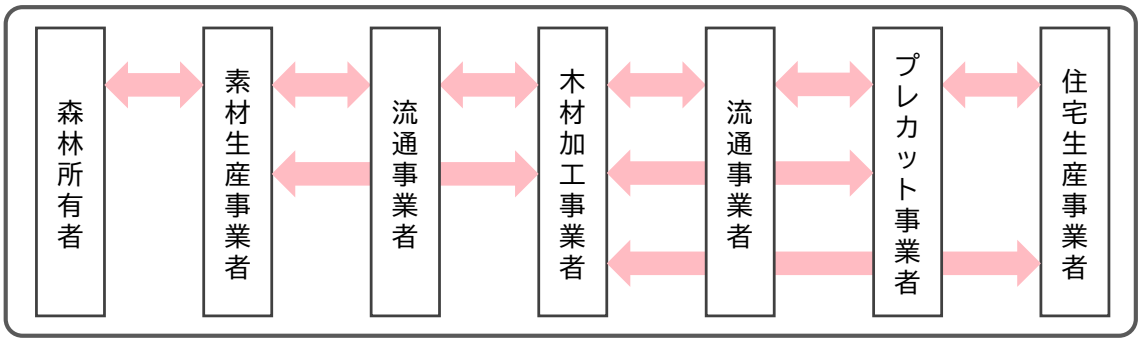


木材サプライチェーンにおけるそれぞれの取引において、本ガイドラインを適用

・適正取引の前提となる独占禁止法及び下請法等について記載

### （２）適正取引推進ガイドラインの構成

ガイドラインの構成について記載

# 第２章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

以下の取引項目ごとに、取引上問題となり得る事例や望ましい取引事例等を整理して記載。

取引項目（案）

１．一方的な取引価格の決定
２．コストが適正に反映されない価格決定
３．通常支払われるべき対価よりも著しく低い価格による交渉
４．一方的な減額
５．協力金、協賛金等の負担
６．振込手数料の負担
７．配送費用の負担
８．現場管理等に関するシステム利用料の徴収
９．使用資材の購入強制
10．一方的な受入制限・受領拒否
11．従業員の派遣、役務の提供
12．納品後のクレーム対応
13．長期手形の交付
14．その他留意すべき事項（下請取引の該当性、契約条件の明確化と書面交付等）

※取引項目については、ヒアリング結果等を踏まえ、適宜修正する。

取引項目ごとに整理する事項

（１）問題となり得る事例
アンケートやヒアリング結果等から問題となり得る取引事例を具体的に記載
（２）関連法規の留意点
独占禁止法や下請法、建設業法等における留意点を記載
（３）望ましい取引慣行
望ましい取引慣行を記載
（４）望ましい取引実例
アンケートやヒアリング結果等から望ましい取引事例を具体的に記載

# 第３章 望ましい取引慣行の確立に向けた取組

## １．望ましい取引慣行の確立に向けた基本的な考え方

木材の流通は多段階構造となっているため、事業者は、流通の段階に応じて、発注者、受注者どちらの立場にもなりうる。望ましい取引慣行の確立に向けては、このことを踏まえて、それぞれの事業者において、以下に取り組むことが重要である旨記載。

【発注側】

・価格転嫁の必要性に対する理解を深めるとともに、受注者からの価格交渉の申し入れに応じる、自ら定期的に価格交渉の場を設ける等の対応をすること。

・受注者に求める商品の品質や性能の要件を具体的に示すとともに、根拠を示さない値引きや、値上げを伴わない品質（見た目を含む）等の要求を行わないこと。　等

【受注側】

・生産コストや市況データ等を整理した上で、積極的に価格交渉を行うこと。

・自らの事業の持続性を意識し、採算ラインを踏まえた受注を行うとともに、受注確保のための過剰な値引き等を行わないこと。　等

また、業界団体において本ガイドラインを踏まえた「自主行動計画」を策定し、計画の遵守を推進していく旨記載。

## ２．適正取引推進ガイドラインの浸透には発注側の率先垂範が必要

適正取引の推進に向けては、発注側において、自ら進んで法令を遵守した取引ルールに改善する姿勢が特に必要である旨記載。併せて、パートナーシップ構築宣言の積極的な実施についても記載。

## ３．受注側における適正取引推進ガイドラインの活用

本ガイドラインを読み込むことによって、適正な取引ルールを十分に理解した上で、発注側からの不適正な要求に対しては毅然とした態度で臨むことが、取引慣行の改善に必要である旨記載。

## ４．ガイドラインの活用パターン

本ガイドラインの一般的な活用パターンについて記載。

・「問題となり得る事例」と「関連法規の留意点」を参考に、自社における取引に問題がないか見直しを行うこと

・「望ましい取引実例」を参考に、自社における事業特性と業務特性を踏まえ、実施可能な改善への取組を検討し、実践すること　　等

## ５．その他

適正取引の推進に向けて、独占禁止法で規制されている私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法（排他条件付取引等）を行わないこと等を記載。

参考資料

独占禁止法や下請法等に関する情報を掲載。